理工学部における語学マイレージ・プログラムの取扱いについて

平成３０年３月２０日
理工学部長裁定

徳島大学語学マイレージ・プログラム実施要領（平成３０年１月１６日学長制定。以下「実施要領」という。）の規定に基づき，理工学部（以下「本学部」という。）において実施する語学マイレージ・プログラム（以下「マイレージ・プログラム」という。）に関し必要な事項を次のとおり定める。

１　マイレージ・プログラムの対象とする語学は，英語とする。

２　本学部のマイレージ・プログラムの対象とする科目等は，次表に掲げるとおりとし，学生は同表の左欄の科目等を履修したとき，対応するマイレージポイントを取得することができるものとする。

<table>
<tr><th colspan="2">科目等</th><th>マイレージポイント</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">教養教育科目</td><td>主題別英語</td><td>１２０～２００</td><td>注1</td></tr>
<tr><td>発信型英語</td><td>６０～１００</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">専門教育科目</td><td>技術英語入門</td><td>６０～１００</td><td></td></tr>
<tr><td>技術英語基礎１</td><td>６０～１００</td><td></td></tr>
<tr><td>技術英語基礎２</td><td>６０～１００</td><td></td></tr>
<tr><td>外国語技能検定</td><td>TOEIC 又は TOEIC-IP</td><td>１０～９９０</td><td>注2</td></tr>
<tr><td colspan="2">語学教育センターが実施するプログラム</td><td>０～１００</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">語学留学</td><td>０～１００</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">国際連携教育研究センターが実施するプログラムで理工学部が認定するもの</td><td rowspan="4">０～１００
（注３）</td><td>注4</td></tr>
<tr><td colspan="2">高等教育研究センターが実施するプログラムで理工学部が認定するもの</td><td>注5</td></tr>
<tr><td colspan="2">理工学部が認定する海外留学プログラム</td><td>注6</td></tr>
<tr><td colspan="2">理工学部等が実施するプログラム</td><td>注7</td></tr>
<tr><td colspan="2">スーパー英語</td><td>０～８０</td><td></td></tr>
</table>

（注１）　主題別英語については，２授業題目を履修することとし，それぞれの授業題目に対して６０～１００マイレージポイントを付与する。

（注２）　その他の外国語技能検定試験（英語）の成績については，TOEIC-IP に換算してマイレージポイント化する。

（注３）　左欄に定めるプログラムのマイレージポイントを合計した上限は，１００マイレージポイントまでとする。

（注４）　協定校と実施するサマースクール等に参加した学生に，１日につき１マイレージポイントを付与する。その他本プログラムに参加した学生に，内容等を審議のうえマイレージポイントを付与する。

（注５）　本プログラムに参加した学生に，内容等を審議のうえ，マイレージポイントを付与する。

（注６）　留学を許可された学生に，留学プログラムの内容等を審議のうえ，マイレージポイントを付与する。ただし，他のプログラム等でマイレージポイントが付与される場合を除く。

（注７）　本プログラムに参加した学生に，内容等を審議のうえ，マイレージポイントを付与する。

３　編入学生の単位認定に伴うマイレージポイントは，本学入学前に単位を修得した大学等の成績により，以下のとおり認定する。徳島大学の卒業生・中途退学者については，在学中に修得した点数がそのままマイレージポイントとなる。

(i)　教養教育科目を個別認定する場合、教養教育科目、専門教育科目とも以下の表に基づき認定する。

入学前に修得した成績評価	マイレージポイント
秀（○A）	95
秀（○A）の定めが無い場合の優（A）	90
秀（○A）の定めが有る場合の優（A）	85
良（B）	75
可（C）	65
認定	70 又は面接により評価し 60～100 ポイントを認定する場合もある

(ii)　教養教育科目を一括認定する場合、それに含まれる英語科目に対しては、一律 70 ポイントを付与する。専門教育科目の英語科目については、上記の表に準じてポイントを付与する。

４　本学部が定めるマイレージレベルは，次表に掲げるとおりとし，前項の規定により学生が取得したマイレージポイントの合計に応じて，学部長が付与する。

マイレージレベル	マイレージポイント合計
プラチナクラス	１，２００以上
ゴールドクラス	１，０００～１，１９９
ブロンズクラス	７００～９９９
フリークエントクラス	５００～６９９
ビジタークラス	５００未満

５　実施要領第６条に定めるマイレージポイントの認定は，本学の教養教育科目に相当する授業科目は大学が定める審議機関の予備審査に基づき本学部教授会の議を経て，本学部の専門教育科目に相当する授業科目は本学部教授会の議を経て，学部長が行う。

６　学部長は，転学部が許可された学生の受入れを決定したときは，当該学生に係る転学部前の科目等の履修を第２項に定める科目等の履修とみなし，本学部教授会の議を経て，同項に定めるマイレージポイントを付与することができる。

7　学生は，徳島大学理工学部規則第２３条に規定する卒業の基準として，第３項に定めるマイレージレベルのうちプラチナクラス，ゴールドクラス，ブロンズクラスのいずれかを有していなければならない。

8　学部長は，学生が次の各号に掲げる要件を満たした場合は，当該学生に対し卒業時に学部長表彰を行うことができる。

(1)　付与されたマイレージレベルがゴールドクラス以上であること。

(2)　TOEIC 又は TOEIC-IP のマイレージポイントが 600 以上であること，又はその他の外国語技能検定試験（英語）の成績を TOEIC-IP に換算したマイレージポイントが 600 以上であること。

9　学部長は，学生が次の各号に掲げる要件を満たした場合は，当該学生を学長表彰に推薦することができる。

(1)　付与されたマイレージレベルがプラチナクラス以上であること。

(2)　TOEIC 又は TOEIC-IP のマイレージポイントが 700 以上であること，又はその他の外国語技能検定試験（英語）の成績を TOEIC-IP に換算したマイレージポイントが 700 以上であること。

附　則

この取扱いは，平成３０年３月２０日から実施する。

附　則

この取扱いは，令和２年４月１日から実施する。

附　則

この取扱いは，令和３年４月１日から実施する。